令和６年度

上ノ岱スポーツエリア災害復旧工事

特　記　仕　様　書　及　び
現 場 説 明 書 （条 件 明 示）

令和６年12月

上小阿仁村

特　記　仕　様　書

第1編　共通編

第1章　総則

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">条件</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>1 共通仕様書の適用</td><td colspan="2">本工事の適用にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和5年10月以降適用）」に基づき実施しなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">2 技術者の専任</td><td>●</td><td>ない</td><td>・専任を要しない主任技術者</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。
・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査結果通知書の日付けとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3 現場施工着手日の指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・現場着手日の指定無し</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・契約締結後、令和　　年　　月　　日までの期間については現場施工に着手できない。
・主任技術者又は監理技術者の専任をもとめられている工事については、上記期日までは工事現場への専任を要しない。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4 電子納品の登録
※電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（案）等の運用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・成果品登録なし（発注者に「成果品」を納品する）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する。
・完成検査合格後、技術管理室に「成果品登録依頼書」と「成果品登録用電子媒体1部」を郵送する。
・なお、納品方法は電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（案）等の運用（H24.2.8）によるものとする。
【工事成果品登録対象】
<table>
<tr><td>登録対象①</td><td>重要構造物を有する工事。
※詳細は別紙「登録対象①詳細事項」による。</td></tr>
<tr><td>登録対象②</td><td>工事において、構造計算・安定計算を行うもの。
（例　委託成果に再度の構造計算等の大幅な設計変更が伴うもので、工事おいて図面を作成したもの）</td></tr>
<tr><td>登録対象③</td><td>工事において、詳細設計を行うもの。（例　橋梁上部工詳細設計）</td></tr>
<tr><td>登録対象④</td><td>その他、将来の維持管理上、発注者が成果登録を必要と判断するもの。（例　トンネル、地下道の整備系資料）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5 工事施工調整会議
（三者協議）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事は、工事着手前等に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント等並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事施工調整会議」を設置する工事である。
「工事施工調整会議」は施工計画書の提出前に開催するものとし、開催日・場所等の詳細については監督職員の指示によるものとする。
このほか、受注者は設計図書の照査等を実施した結果、設計図書の確認を求める必要が生じた場合には、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に「工事施工調整会議」の開催を協議することができる。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">6 施工調査の対象工事</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事は施工合理化調査の対象工事とする。なお、調査要領等は別途に監督職員が指示する。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">7 施工手段等の指定
（契約指定事項）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定事項なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・別添の契約指定事項書（様式-1）のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">8 検査・品質管理関係</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)中間検査の対象工事
※中間検査運用基準</td><td>●</td><td>ない</td><td>・中間検査なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事は中間検査の対象工事とする
・なお、中間検査の実施段階は次によるものとする。
<table><tr><th colspan="2">中間検査実施段階</th><th rowspan="2">実施回数</th></tr><tr><th>工種</th><th>実施段階</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)段階確認
（追加がある場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおり）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・土木工事共通仕様書　第1編　共通編1-1-26の段階確認に指定された工種に、次の工種を追加するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3)重点監督対象工事
（低入札工事除く）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・対象なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事は段階確認の頻度を増やす重点監督の対象工事とする。
<table><tr><td colspan="2">イ　主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種部分のみ）</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ロ　施工条件が厳しい工事（工事内容によっては、対象工種部分のみ）</td></tr><tr><td>対象工種</td><td>例　軟弱地盤上での構造物、場所打ちPC橋等</td></tr><tr><td colspan="2">ハ　第三者に対する影響のある工事</td></tr><tr><td>対象工種</td><td>例　周辺地域等へ地盤変動等の影響が予測される掘削工事</td></tr><tr><td colspan="2">ニ　その他</td></tr><tr><td>対象工種</td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4)規格値
（新たに定める場合）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・本工事に用いる規格値は、土木工事共通仕様書施工管理基準による他、下記によるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">(5)施工管理
（座標値による出来形管理）【道路・河川等】</td><td>●</td><td>ない</td><td>・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・当該工事において、測点及び曲線要素点等の位置及びずれ等に関する管理は、座標値によるものとし、その規格値は±25mm（X軸、Y軸とも±25mm）とする。
・上記の管理等に必要な基準点等の現況測量成果は、受注後に別途貸与する。
・測点及び曲線要素点
<table><tr><th>測定等名</th><th>測定等名</th><th>測点等名</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>9 その他特記事項</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">条件</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>1 工事材料の品質証明指定</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定材料なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・次の材料について品質を証明する書類を提出すること
<table>
<tr><th>区分</th><th>確認材料名</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2 再生資材の使用</td><td></td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>●</td><td>ある</td><td>・①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>使用箇所</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>再生ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ</td><td>RC-40</td><td>地下排水工</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>3 購入土の品質</td><td>●</td><td>ない</td><td>・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事に使用する購入土は、CBR○○以上とし工事に使用する前に試験結果又は品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td>4 建設発生土の有効利用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・他工事から搬入なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・本工事で使用する盛土材は、次の工事の建設発生土を利用するものとする。
<table>
<tr><th>工事名</th><th>路線名・場所</th><th>利用量</th><th>搬入時期</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5 ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄの使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ある</td><td>・下記の工種のｺﾝｸﾘｰﾄは、ﾚﾃﾞｨｰﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ標準使用基準の次の規格によるものとする。
<table>
<tr><th>工種</th><th>呼び強度
N/mm2</th><th>スランプ
cm</th><th>粗骨材の
最大寸法
mm</th><th>最小ｾﾒﾝﾄ
使用量
kg/m3</th><th>最大
水ｾﾒﾝﾄ比
%</th><th></th><th>ｾﾒﾝﾄの種類</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（高炉セメントB種の使用）
※1.高炉ｾﾒﾝﾄB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。
・当該現場地域で高炉ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄの供給能力がない場合。
・著しく気象条件が悪く、ｺﾝｸﾘｰﾄの品質低下の恐れがある場合。
・災害復旧等、緊急を要する工事
・その他、監督職員が高炉ｾﾒﾝﾄの使用が困難と認めた場合。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">6 重要なｺﾝｸﾘｰﾄ構造物品質管理
※ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書</td><td>●</td><td>ない</td><td>・該当なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・次の構造物について、ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物特記仕様書（H23.4.1以降適用）に基づき品質管理を実施しなければならない。
【対象構造物】</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">7 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の指定材料</td><td>●</td><td>ない</td><td>・指定なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・工事に使用する指定材料の品質規格は次表のとおりとする。
<table><tr><th>工種</th><th>型式</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>・受注者は選定ﾌﾞﾛｯｸの承諾を受けるとき、施工展開図、構造図(法留基礎及び天端工断面含む)を承認図として提出することとする。また、法線ｶｰﾌﾞ等により変更が生じた場合は変更承認図を提出するものとする。
・本工事の法覆工に使用する連節ﾌﾞﾛｯｸは、●●個/㎡のものを使用するものとし、品名については、監督職員の承諾を得るものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">8 瀝青材料の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。
<table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>工種</th><th>摘要</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">9 ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事において使用するアスファルト混合物は、「秋田県アスファルト混合物事前照査制度」により認定された混合物のほか、「アスファルト混合物事前審査制度」により認定された混合物も認めるものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">10 再生ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の使用（溶融ｽﾗｸﾞ入り）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし（使用を妨げるものではない）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・当工事において使用する再生アスファルト混合物（歩道部を除く）については、溶融スラグ入りを使用すること。なお、やむを得ず溶融スラグ入りアスファルト混合物を使用できない場合には、その理由について監督員と協議のうえ、承諾を得ること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">11 溶融ｽﾗｸﾞ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品または、ﾌﾗｲｱｯｼｭ入りﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ製品の使用</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし（使用を妨げるものではない）</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・当工事において使用する下記コンクリート製品については、秋田県認定リサイクル製品（溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品または、フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品）を使用すること。なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。
【適用製品】</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">12 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板</td><td>●</td><td>ない</td><td>・使用なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td rowspan="2">・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に２基設置すること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13 その他特記事項</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

現場説明書

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第１編　共通編

第1章　総則

項目	内容		
1 近接工事調整	●	ない	・調整対象工事なし
		ある	
2 積算基準	（１）参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 （２）積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。 ①土木工事標準積算基準書〔共通編〕(令和4年10月1日以降適用)秋田県建設部 ②土木工事標準積算基準書〔河川編〕(令和4年10月1日以降適用)秋田県建設部 ③土木工事標準積算基準書〔道路編〕(令和4年10月1日以降適用)秋田県建設部 ④土木工事標準積算基準書〔参考資料〕(令和4年10月1日以降適用)秋田県建設部 ⑤建設機械等損料算定表(令和4年10月1日以降適用)秋田県建設部		
3 施工調査	対象なし		

第２編　現場説明事項

第1章　条件明示

1 工程関係

(1)関連工事による施工時期の調整	●	ない	・調整なし
		ある	・次の工事の施工に伴い本工事の工程が影響を受けますので、施工時期等の調整を実施してください。なお、調整の結果、作業工程等に変更が生じた場合は、別途協議します。

工事番号 工事名	工事内容	影響を受ける時期

(2)施工時期、時間及び施工方法の制限	●	ない	・制限なし
		ある	・本工事の作業時期及び作業時間帯等は、下表に示すとおりです。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、施工時期、作業時間帯等に変更が生じた場合は別途協議します。

工種又は種別・細別	時間帯		期間	施工方法
	作業開始	作業終了		

(3)関係機関、自治体等との協議	●	ない	・協議なし
		ある	・工事実施にあたり、下記の関係機関との協議を実施します。

関係機関	協議内容	協議成立見込時期 (予定)

(4)関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	ない	・条件なし
		ある	・関係機関等との協議結果及び条件は次のとおりです。

影響事項	協議結果	施工条件等

2 用地関係

(1)工事用地等の制限	●	ない	・制限なし
		ある	・工事用地等の未処理による制限は次のとおりです。 未処理箇所 \| 処理見込時期 \|
(2)官有地（民有地）の使用	●	ない	・使用なし
		ある	・本工事において使用する官有地（民有地）は下記のとおりです。 使用用途 \| 場所・範囲 \| 時期・期間 \| 使用条件 \| 復旧方法等 \|

3 公害関係

(1)公害防止のための制限 （低騒音型建設機械等）	●	ない	・制限なし
		ある	・本工事において公害防止のため、下記について制限します。なお、これにより難い場合は別途協議します。 工種 \| \| \|
(2)事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	・本工事の施工にあたり、下記について事前・事後調査を実施（予定）しています。 調査事項 \| 事前・事後 \| 調査時期 \| 調査方法 \| 調査範囲 \|
(3)第三者に及ぼした損害 【共通事項】	1)受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。 2)受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。（契約事項第28条） 3)受注者は第三者に及ぼした損害に係る処理にあたっては、発注者と協議を行うとともに公正かつ迅速な処理に努めなければならない。 4)工事の施工に伴い、周辺地盤等に変状をきたす恐れがある場合は、建築基礎等の定点観測を行うものとし、その内容については発注者と協議するものとする。		

4 安全対策関係

(1)交通安全に関する事項 【交通誘導員の計上】	●	ない	・計上なし
		ある	・工事期間中の交通管理として、交通誘導員(B)を　日人計上していますが、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。なお、交代要員は無しとしています。
(2)土砂崩落、落石等の防護に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	・本工事において土石等の崩落防護施設、飛散防護施設が必要なため、下記の防護施設を設置するものとします。 施設内容：
(3)発破作業に関する事項	●	ない	・対象なし
		ある	・

5 工事用道路関係

(1)一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし
		ある	・本工事における搬入路の指定及び制限は次のとおりです。 搬入路指定： 使用制限等：期間／時間帯 使用中又は使用後の措置：
(2)仮設道路の設置		ない	・設置なし
	●	ある	・本工事における仮設道路の仮様は次のとおりです。 仮設道路の延長・幅員等：L=97m、W=3.5m 設置条件：地盤養生のための敷鉄板を設置します。 安全施設内容：設置なし 工事終了後の措置：敷鉄板は撤去します。

6 仮設備関係

(1)仮設備の指定	●	ない	・指定なし（任意仮設） 仮設物： 条件等：
		ある	・本工事における仮設備の構造・施工方法の指定は別添の契約指定事項書（様式－１）のとおりです。
(2)仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし
		ある	・本工事における仮設備の引渡・引継は次のとおりです。 仮設物： 取扱： 条件等：

7 工事支障物件の有無

(1)占用支障物件の有無

●	ない	・占用支障物件なし
	ある	・本工事の施工にあたり、支障となる占用物件は次のとおりであり、施工に伴い支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。

支障物件			
管理者			
数量			
位置			
移設時期			

(2)占用物件との重複施工

●	ない	・重複施工なし
	ある	・本工事の施工にあたり、占用物件との重複施工となるため管理者等と調整してください。なお、重複施工に伴い本工事の工程に影響が生じる場合は別途協議します。

支障物件			
管理者			
工事内容			
期間			

8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

(1)建設ﾘｻｲｸﾙ法の対象工事

【対象工事】
次の①かつ②に該当する工事
①特定建設資材を
使用・搬出する工事
※搬出量がｾﾞﾛでも使用量がある場合は対象
※特定建設資材
・ｺﾝｸﾘｰﾄ
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ版など
・木材
・ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ
②請負額が500万円以上（税込み）の工事

●	ない	・適用なし
	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。

①分別解体等の方法
条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。

工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業
	③基礎	□有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業
	⑥その他（ ）	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業

※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。
※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。（流木・伐採木も含む）
※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地
下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離

③受入時間

④その他
（ ）

<table>
<tr><td rowspan="3">(2)建設副産物の排出</td><td></td><td>ない</td><td>・現場外搬出なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難い場合は、別途協議します。
<table><tr><td>①</td><td>搬入資材</td><td>残土</td></tr><tr><td>②</td><td>搬入場所、運搬距離</td><td>未定、L=2.0km</td></tr><tr><td>③</td><td>搬入可能時間</td><td>制限無し</td></tr><tr><td>④</td><td>仮置き等</td><td>なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="4">9 薬液注入関係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1)薬液注入の施工</td><td>●</td><td>ない</td><td>・施工なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・秋田県土木工事共通仕様書（参考図書）「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」等に基づき実施してください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">10 その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1)工事現場発生品の処理
（工事現場再利用品）</td><td>●</td><td>ない</td><td>・発生品又は再利用品なし</td></tr>
<tr><td></td><td>ある</td><td>・従来施設の撤去により生じた発生品の扱いは下表のとおりとします。
<table><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>現場内使用の有無</th><th>収納場所等</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)その他条件</td><td></td><td>ない</td><td>・条件なし</td></tr>
<tr><td>●</td><td>ある</td><td>・その他の条件は次のとおりです。

・施工にあたってはスキー場の営業予定と調整が必要な場合がありますので、協議のうえ工程表の作成をお願いします。

【共通事項】

・特記仕様書及び現場説明書に記載のない事項が発生した場合は、別途協議するものとします。</td></tr>
</table>